

平成17年度 第2回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会 議 録

日時：平成17年7月29日(金)
午後2時00分～4時00分
場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

1 開会

竹澤広報課長

皆さん、本日はお暑い中、またお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。またこの度は皆様方には文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員の委嘱につきまして、ご快諾いただきましてどうもありがとうございました。ただいまより、平成17年度第2回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきたいと思っております。今日は任期初めての会合でございます。後ほど会長・副会長のご選出をお願いするところでございますけれども、それまでの間、司会を務めさせていただきます、広報課長の竹澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の委員の出欠状況でございますけれども、委員の皆様全員ご出席ということでご回答頂いております。現在中山委員が少々遅れているようでございますが、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第7条1項の規定に基づきまして、定足数を満たしておりますので、本審議会につきましては有効に成立いたしておりますことをここで報告させていただきます。

2 委嘱状の伝達

それではまず、皆様方に委嘱状の伝達がございます。本日は、煙山区長があいにくと所用がございまして、失礼をさせていただきますので、関助役から伝達させていただきます。

【 助役 委嘱状の伝達 】

3 助役挨拶

竹澤広報課長

それでは、ここで関助役からご挨拶を申し上げます。

関助役

助役の関でございます。本来なら区長から委員の皆様方に委嘱状をお渡しするところでございますが、他の公務がございまして、私からお渡しいたしました。

本日はお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。また、平素から文京区政の進展のため、ひとかたならぬご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

文京区の情報公開制度は、公開する情報の範囲はもちろんのこと、請求者の利便性を考慮して、即日公開を原則とするなど、手続き面においても、先進的な制度として評価を得ているところでございます。

文京区では、この4月から施行されております自治基本条例において協働・協治の理念を明記しました。この理念を実現するうえからも、区政情報の共有に関わる情報公開制度の的確な運営がますます重要になってくると思われまます。

今後も、委員の皆様方のお力添えを賜り、よりよい制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

また、個人情報保護制度については、昨年度に、当審議会におきまして条例改正について精力的なご審議をしていただき、答申を頂戴いたしました。

文京区ではこの答申に沿って、罰則規定を設けるなど、高度情報化社会に適合する制度となるよう個人情報保護条例の改正を行ったところでございます。

個人情報につきましては、毎日のように漏洩事件・事故等が報道されております。個人情報の管理・運用がそれだけ困難な問題であることを示しているのかと思われまますが、今後も、個人情報の保護の徹底に努めてまいりたいと思ひます。

皆様方にはいろいろとご苦勞をおかけすることもあるかと思ひますが、何卒、ご助力を賜りますようお願い申し上げて、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

4 委員・職員の紹介

竹澤広報課長

それでは、次に、本日任期初めての顔合わせでございますので、まず、委員の皆様方並びに私ども事務局の職員につきましてご紹介させていただきます。あらかじめご送付いたしました名簿をご覧いただきたいと思ひます。名簿記載順、50音順でございますけれども、ご紹介させていただきます。

まず、公募委員の池本委員でございます。

池本委員

池本でございます。よろしくお願ひいたします。

竹澤広報課長

続きまして、日本大学教授、内山委員でございます。

内山委員

内山です。どうぞよろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

続きまして、企業代表、木元委員でございます。

木元委員

木元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

次に、労働組合代表の昆委員でございます。

昆委員

昆でございます。

竹澤広報課長

次に、人権擁護委員の筒井委員でございます。

筒井委員

筒井と申します。よろしくお願いいたします。

竹澤委員

続きまして、公募委員の中山委員でございます。

中山委員

中山と申します。よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

続きまして、区議会代表、成澤委員でございます。

成澤委員

成澤でございます。よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

続きまして、文京区町会代表、諸岡委員でございます。

諸岡委員

諸岡でございます。

竹澤広報課長

では、中山委員がお見えになりましたので、委嘱状の伝達をさせていただきます。

【 助役 委嘱状の伝達 】

次に、事務局をご紹介させていただきます。企画政策部長の鈴木でございます。

鈴木企画政策部長

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

私、事務局を務めさせていただきます、広報課長の竹澤と申します。よろしくお願いいたします。そして、広報課主査、野稻でございます。

野稻広報課主査

野稻です。よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

同じく広報課、担当の畑中でございます。

畑中広報課主事

畑中です。よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

5 会長・副会長の選出

竹澤広報課長

続きまして、本日席上にお配りしております、運営審議会次第の順に従いまして進めさせていただきますが、まず、正副会長の選出がございます。当運営審議会におきましては、運営審議会条例第5条で正副会長を互選することとなっております。まず、会長を互選いただきたいと思いますが、いかがでございでしょうか。

【 木元委員、挙手 】

木元委員、どうぞ。

木元委員

木元でございます。私、内山会長の下で委員を務めさせていただきましたけれども、見識も豊かで、ご経験も豊富ということで、ぜひ内山先生に引き続きお願いしたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

竹澤広報課長

ただいま、木元委員から、会長に内山委員とのご意見がございましたけれども、そのようにお取り計らいするということによろしいでしょうか。

【 異議なし、と呼ぶものあり 】

竹澤広報課長

ありがとうございます。それでは内山会長、会長席の方へ移動していただきたいと思
います。続きまして副会長の選出でございますけれども、いかがでございましょうか。

木元委員

会長に一任いたします。

竹澤広報課長

それでは、会長一任というご意見もございましたけれども、初顔合わせでもございま
すので、事務局からご提案させていただくということでもよろしいでしょうか。

【 結構です、と呼ぶものあり 】

竹澤広報課長

それでは、事務局提案ということで、ご提案させていただきます。人権擁護委員を長年
務められて、ご活躍されております、筒井委員をご提案いたしたいと思ます。

【 異議なし、と呼ぶものあり 】

竹澤広報課長

ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。筒井委員には
副会長席の方へお移りいただきたいと思ます。

会場の方、暑くなっておりますので、どうぞ、上着の方はお脱ぎ下さい。それでは、
早速でございますが、内山会長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いた
します。

内山会長

内山でございます。先程、関助役から伺いましたように、情報公開制度も個人情報保護
制度もいずれも民主主義の根幹とも言うべき非常に重要な制度だと認識しております。文
京区においてこれらの制度が適切に運営されるように、委員の皆様方とともに、その職責
を果たして、適切な答申等をおこなってまいりたいと思ます。どうぞ、よろしく願

いたします。

竹澤広報課長

ありがとうございます。続きまして、副会長の筒井委員からご挨拶をお願いいたします。よろしく願いいたします。

筒井副会長

私、初めてこのような役割をお受けすることになりまして、本当に荷の重い責務と考えております。至りませんが、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

どうもありがとうございました。では、助役は次の予定がございますので、誠に申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

関助役

よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

それでは、本会の進行につきまして、内山会長をお願いいたします。

6 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について

内山会長

それでは、よろしくお願いいたします。お手元の次第の通りに会は進めさせていただきたいと思いますが、そうしますと、6番目の情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について、これは事務局からご説明いただく、ということですね。それでは、事務局からよろしく願いいたします。

竹澤広報課長

それでは、私のほうからご説明させていただきます。その前に、あらかじめご送付申し上げてあります資料のご確認をしていただきたいと思います。資料につきましては、資料第1号が情報公開制度について、資料第2号が個人情報保護制度について、資料第3号でございますけれども、運営審議会についての資料でございます。資料第4号につきましては、平成16年度の実施機関別行政情報の公開請求件数の綴りでございます。あわせて、A4横長の平成16年度の情報公開と個人情報の公開請求の実績についての資料でございます。資料第5号につきましては、個人情報ファイル簿、これもやはりA4横長の資料でございます。以上、あらかじめご送付させていただきましたけれども、本日席上で国のほうの個人情報保護法のパンフレットをご用意させていただきました。あわせて、

区のほうの情報公開制度と個人情報保護制度の事務要領をお配りしております。こちらは役所のほうでお預かりいたしまして、運営審議会の際に、席上に用意させていただきますので、お帰りの際はそのまま席上に置いていただければと思います。以上、資料はよろしいでしょうか。

それでは、資料第1号、情報公開制度についてご説明させていただきます。申し訳ございませんが、座ってご説明させていただきます。

内山会長

はい。よろしくお願いいいたします。課長さんもお暑いでしょうから、もう皆さんも失礼させていただいておりますので、どうぞ上着を。

竹澤広報課長

申し訳ございません。それでは、資料第1号、文京区の情報公開制度でございます。

【 資料第1号の説明 】

次に、文京区の個人情報保護制度について、資料第2号をご覧ください。

【 資料第2号の説明 】

次に、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会について、資料第3号をご覧ください。

【 資料第3号の説明 】

次に、平成16年度文京区情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況でございます。資料第4号でございます。これは、前回審議会におきまして報告させていただいたものの一部でございますが、制度の実施状況をご理解いただくために概要をご説明させていただきます。

まず、情報公開制度の実施状況ですが、資料第4号の1ページをご覧ください。情報公開請求内容については、別紙でございます。

【 資料第4号の説明 】

次に、資料第5号にあります、個人情報ファイル簿についてご報告させていただきます。

【 資料第5号の説明 】

長くなりましたが、私のほうからのご説明は以上でございます。

内山会長

はい、ありがとうございました。この構成では初めての会ということで、詳細なご説明をいただきました。一度にたくさんの説明を受けましたので、なかなか疑問点自体が見つからない、ということもあるかも知れませんが、この際、何かご質問があればおっしゃっていただければと思います。膨大な資料でもございますし、複雑な制度でもありますから、お持ち帰りいただいて、この審議会としましては、諮問に対する答申の他に、建議といいまして、主体的にと申しますか、こういう運営をされたらいかがかということについて、建議もできるということでもありますから、建議の前に何かご質問があれば事務局のほうにお問合せいただいております。そのようなことも必要かと思われま

す。それでは、今日の段階では、事務局からご説明をいただいたということで。

中山委員

せっかくですので、よろしいですか。

内山会長

はい、どうぞ。

中山委員

実は、私、委員に就任するということになって初めてこの前簡単に情報公開請求をしてみました。即日交付されました。大体1時間くらい出てきて、非常に優れていると思いましたが、それから何よりも私がすごいと思っていますのは、昨年度、それから、インターネットで見ますと一昨年度も含めてどのような情報公開請求があって、それに対してどのように対応したかということが、すべて公表されている。今日の資料の4号などもすべて公開されているものですし、あと個人情報ファイル簿等も公開されているもので、非常に優れているなど。救済の制度につきましても、先程もご説明がありましたけれども、他の自治体とは異なって、異議申し立てと別に全く独立した形でやられているということで、私、区民でありながら委員になるまでそこら辺はずっとチェックしてなかったんですけども、非常に優れていると感じました。

あと、いくつか感じたところですけども、ひとつはインターネットによる情報公開請求というのがまだできないということ。自分の専門から見てそういうところに興味がある

ということもありますけれども、委員になったこともあって、少し調べてみたところ、都道府県では埼玉県とか大阪府、東京都内では中野区とか、その他では逗子市とかでも出来るようです。一方でセキュリティの問題とかもありますので、今後システムを作っていくのは大変だとは思いますが、ご検討いただければと思います。

あと、インターネットに関して言えば、文京区のホームページを見ていて、「情報公開」にあたる部分になかなか行き着かないんですね。情報公開と個人情報保護というのは先程のお話にもありました通り、民主主義の根幹をなすものだと思いますので、ホームページの玄関のようなところから、入りやすいところにおいてもらえればと思います。

最後に、これは質問なんですが、情報公開制度事務要領の3ページに、文京区の情報公開制度は70点という記述があるんですが、こんなに優れた情報公開制度を持っていながら、なぜ70点なのかという、そこだけがちょっと気になったので、もし今日お分かりでしたら教えていただきたいのですが。

内山会長

インターネットによる情報公開制度については、各委員も持ち帰って、建議をする必要があるかどうか問題でしょうし、事務局のほうとしてもそれぞれのお考えがあるでしょう。

中山委員

これは、今も申しましたがセキュリティの問題とかもあって、それとあと到達したかどうかというのは非常に難しいところがあって、請求者のほうはインターネット越しに請求したつもりが、ちゃんと届いてなかったとか、暗号化で送った結果、うまく暗号化されたのはいいが、実施機関のほうでうまく解けなかったりとか、いろいろなシステム的な問題もあるでしょうから、これは早急にということではなくて。

内山会長

請求者が匿名性を持ってしまうということも含めて。

中山委員

そうですね。その辺もきちんとのちのちご検討いただければと思います。ただ、中野区等で実際にそういう制度があるということを最近知ったものですから、せっかくでしたらということで。

内山会長

そうですね。それと、2点目の、ホームページからなかなか目的のところには到達しないということについては、もしかすると改善の余地があるし、直ちに改善が出来る部分かも知れません。

竹澤広報課長

先程のご質問の件ですけれども、3ページにある、70点ということについてなんですが、先程の情報公開制度の変遷という中で、平成12年の10月に現在の情報公開条例が施行されましたけれども、それ以前は請求者の範囲が区内在住・在勤・在学者に限られておりました、それ以外の方については申請ということで、分けた形で行っていたんですが、平成12年の改正で、何人でも請求できるという形に拡大した、という経緯がございます。こちらの調査は平成12年8月19日時点ということで、旧条例が対象となっておりますので、その辺りで減点されたのではないかと考えられます。

あと、ホームページにつきましては、なるべく必要な情報に素早くアクセスできるような形を目指しております。今、ホームページのリニューアルについて検討しておるところでございますので、情報公開に関わらず、検索しやすいような形で組み立てていきたいというふうに思っております。

内山会長

ホームページを閲覧する時に、自分に必要な情報が出ないと、すぐにイライラしてしまうという部分がありますけれども、文京区自体が非常に窓口が広くて、いろいろなことをやっておりますので、特定のものがすぐに出るということになると、今度は他のものが検索しにくくなる、ということにもなるかと思えます。適切な改善が出来ることでしたら、お考えいただいたらいいと思えますけれども、これは特段建議ということではなくて、事務局のほうとしても、おそらく今のご意見も承ったうえで何らかの対応をしていただけたらと思えます。

7 部長挨拶

内山会長

それでは、他にご意見がなければ、今日の会議はこれで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。暑い最中、わざわざおいでいただきましてありがとうございます。それでは、会を閉じさせていただく前に最後に部長から一言ご挨拶をいただけたらと思えますが。

鈴木企画政策部長

本日は新たな委員の方々に加わっていただいてから、第1回目の会議ということで、事務局からの説明が大変多くなってしましまして、資料の内容も盛りだくさんということで、皆様方には少々わかりにくかった点もあったかと思えます。疑問点やお気づきの点がござ

いましたら、事務局のほうにお問合せいただければと思います。また情報公開制度並びに個人情報保護制度につきましては、区としては重要課題として積極的に取り組んできたつもりでございますが、会の冒頭に会長からのお話の中で、この問題につきましては、民主主義の根幹に関わる問題であるというお話がございました。私どもはこの言葉を肝に銘じて、区政運営に取り組んで参りたいと考えております。委員の皆様方には今後区政運営に対しまして様々なご意見をいただきましたり、また、制度の問題につきましてご検討いただくこととなります。テーマによっては非常に大きなテーマで、ご負担をおかけするようなこともあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。本日は本当にお暑い中、またお忙しいところお集まりいただき、ご検討いただきまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

8 閉会

内山会長

ありがとうございました。それでは、これで閉会といたします。ありがとうございました。